

# かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所  
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

令和2年2月1日

## ▶ TOPIC 民法改正により未払い賃金請求のリスクがアップする！？

民法が2020年4月に改正されます。この改正に伴い、未払い賃金請求権の消滅時効が現在の2年から3年（いずれは5年）へと延長される見込みが高まっています。

未払い賃金請求権の消滅時効が伸びるということは、労働者が未払い残業代を請求できる期間が延びることです。これまでは過去2年の請求に限られていましたが、2020年4月からは過去3年（いずれは5年）まで遡って請求することができるようになる見込みです。

そうなるとうなるの？



遡及期間が長くなれば請求金額も高額となり、会社が未払い賃金請求によって受けるダメージは大きくなります

企業がしておくべき対策は…

- ①未払い残業代請求リスクの有無のチェック
- ②労働時間の客観的かつ明確に把握できる仕組みづくり
- ③サービス残業のない適切な労働時間制の採用と賃金体系の構築

ブラック企業の  
レッテルは、会社  
にとって大損失に  
繋がります！



## ▶ TOPIC 民法改正により身元保証人制度が変わります！！

2020年4月の民法改正により、従業員が会社に損害を与えた場合に本人と連帯してその賠償を行うという「身元保証契約」について、今後は賠償の上限額を定めておかないと効力が無効とされてしまいます。



でも…、賠償の上限額ってどう定めたらいいの？

身元保証書の上限額に1億円と記載されていたら保証人を頼むことができますか？また頼まれたら保証人になりますか？なかなか具体的な金額の定めは難しいのではないのでしょうか？

では、どのように定めたら良いのでしょうか？

一例として

「被用者に支払われる給与額を考慮した上限(月給の36か月分)のうち、裁判所が決定する額」

という方法もあります。

4月から新入社員を迎えるにあたり、採用時に身元保証書の提出を求めている企業もあるかと思います。ここで身元保証の期間についておさらいです。

- ①期間の定めのない身元保証契約は、原則3年間有効
- ②身元保証期間は5年が最高
- ③上記の賠償の上限額を定める必要性あり

今回の法改正を通じて、社内の身元保証制度についての在り方について

「とりえず出してもらっているが賠償請求した実績がない」や「念のため」等の形骸化は見られませんか？  
改めて本当に必要な制度なのか？身元保証人に何を求めるか？等を明らかにして実態に即した制度構築に繋がれると良いと思います。

身元保証書の新書式については、弊社ホームページの書式集にUPしてありますので、ご自由にお使い下さい。